

## 平成28年第3回八雲町議会臨時会会議録

平成28年5月27日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1号 八雲町合葬墓条例  
日程第 4 議案第 2号 財産の取得について  
日程第 5 議案第 3号 平成28年度八雲町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 6 議案第 4号 平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)

### ○出席議員(16名)

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 佐藤智子君  | 2番 横田喜世志君     |
| 3番 安藤辰行君  | 4番 岡島敬君       |
| 5番 三澤公雄君  | 6番 掛村和男君      |
| 7番 田中裕君   | 8番 赤井睦美君      |
| 9番 牧野仁君   | 10番 大久保建一君    |
| 11番 宮本雅晴君 | 副議長 12番 千葉隆君  |
| 13番 岡田修明君 | 14番 黒島竹満君     |
| 15番 斎藤實君  | 議長 16番 能登谷正人君 |

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 町長 岩村克詔君               | 副町長 伊瀬司君                  |
| 副町長 植杉俊克君              | 総務課長 城近眞君                 |
| 企画振興課長 兼行政改革推進室長 萬谷俊美君 | 併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 吉田邦夫君 |
| 新幹線推進室長 石坂浩太郎君         | 総合病院建設企画課長 財務課長 鈴木敏秋君     |
| 会計管理者 兼会計課長 川崎芳則君      | 兼収納対策室長 住民生活課長 竹内友身君      |

保健福祉課長	三澤 聡 君	農林課長 併農業委員会事務局長	加藤 貴久 君
農林課参事	森 太郎 君	水産課長	吉田 一久 君
商工観光労政課長	北川 正敏 君	商工観光労政課参事	藤 牧 直人 君
建設課長	佐藤 隆雄 君	環境水道課長	馬 着 修一 君
公園緑地推進室長	戸田 淳 君	教育長	田 中 了治 君
落部支所長		社会教育課長	
学校教育課長	荻本 和男 君	兼図書館長	足立 直人 君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	浅井 敏彦 君	学校給食センター所長	小栗 由美子 君
総合病院事務長	齋藤 眞弘 君	総合病院管理課長	成田 耕治 君
総合病院医事課長	沢野 治 君	消 防 長	桜井 功一 君
八雲消防署長	大 渕 聡 君	八雲消防署管理課長	高 橋 朗 君
八雲消防署消防課長	今村 幸一 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧 茂樹 君	住民サービス課長	井口 貴光 君
産業課長	田村 春夫 君	熊石教育事務所長	野口 義人 君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川 芳信 君
熊石消防署長	伊丸岡 徹 君		

○出席事務局職員

事務局長	山田 耕三 君	併議会事務局次長	岡島 広幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田 正樹 君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年5月27日招集、八雲町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から2月、3月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に議長の日程行動関係であります。5月24日に函館市において渡島総合開発期成会定期総会が開催され、副町長及び関係者と共に出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、田中裕君と斎藤實君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案4件、承認1件及び報告1件の計6件であります。これら議案等説明のため、町長、教育長、監査委員及びあらかじめ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町合葬墓条例を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） おはようございます。議案第1号八雲町合葬墓条例について、ご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。内容につきまして、かいつまんで説明いたします。第2条では用語の定義を説明しております。用語は基本的に墓地、埋葬等に関する法律を基にしております。第4条では使用者の資格について規定しております。八雲町内に墓地の使用権を持っている方は使用できないこととしております。町内にお墓を持っている方で今後お墓を管理する継承者がいない場合、お墓の焼骨を合葬墓に改葬することもできます。そうすれば本人の生前予約もできることといたします。第6条では生前予約の場合の代理人の設定を規定しております。これは本人が例えば70歳の時に生前予約した場合、本人が90、100歳まで存命すれば予約から20年、30年後になってしまうため、チェック機能の意味合いを含めて規定したものでございます。第8条では合葬墓の使用料について規定しております。

2ページ、別表第1になります。遺骨本人、または申請者が八雲町に3か月以上住所を有していたことがある方は3万円。それ以外の方は4万5,000円としております。また、お墓から改葬では、2体までは町内の墳墓からの改葬は3万円。それ以外は4万5,000円。3体以上では町内で5万円、それ以外は7万5,000円としております。また、特別の事情による場合は使用料を減免することが出来ることとしております。第9条では希望者には記名板に名前を入れられますが、1名あたり4万円となっております。3ページ、別表2に記載してございます。

第11条では1度合葬墓に埋葬した焼骨については返還できないことの既定となっております。第13条では、埋葬後の遺骨に関するトラブルが申請者が責任を負うことの規定となっております。

合葬墓の寄附を4月22日に受けております。一部施設等の改造が必要でございますので、附則としまして、平成28年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単であります。議案第1号八雲町合葬墓条例の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） 別表第1で、この使用料についての基準等、何の根拠を基に算出していますか。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 使用料の根拠ということでございますが、中身的には事務費ですとか作業料、材料費等の経費を積算いたしまして、使用料を決めてございますし、また、他の条例の使用料等も参考にいたしまして、決定してございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○熊石消防署長（伊丸岡 徹君） 議長、熊石消防署長。

○議長（能登谷正人君） 熊石消防署長。

○熊石消防署長（伊丸岡 徹君） おはようございます。議案第2号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の4ページでございます。本件は熊石消防署に平成8年に更新された2B型の救急自動車で、20年が経過し車体の老朽化と各種部品の調達が年々難しくなっており、救急活動に支障を来すため、八雲消防署と同型の高規格救急自動車に更新しようとするものであり、傷病者の救命処置等に万全を期すため、各種救急救命処置器材も併せ整備し、この高規格救急自動車を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、去る5月19日、5社により指名競争入札を執行いたしました。取得する財産の種類及び数量は、高規格救急自動車1台であります。取得の方法は、契約の定めるところにより行います。取得の金額は2,505万6,000円であります。取得の相手方は、二海郡八雲町東雲町24番地27、函館トヨタ自動車株式会社八雲店、店長住田美彦であります。

なお、本会議の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、平成29年2月上旬に納車予定であります。

以上、簡略ですがよろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） すみません、今回入札にあたって、何社入られたんですか。救急車の部分って今までモリタでしたっけ。トヨタで全部艤装までも出来るということでしょうか。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） ただ今のご質問でございますが、多分、前回 J A からの寄贈を受けたものを直した時にモリタを入れました。それは内装を替えるという事でモリタさんでしたが、今回は新たに、24 年にも購入しているんですけども、八雲の消防署で購入しているんですけども、高規格救急車そのものを買うということでございます。ですから、モリタではなくて一般の車両会社というトヨタということになると思います。よろしいでしょうか。

指名競争入札の相手は 5 社ということでございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 5 議案第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 3 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 3 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書 5 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 705 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 130 億 7,005 万円にしようとするものであり、スクールバス整備事業他、5つの事務事業の追加等の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書 13 ページになります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 233 万 2,000 円の追加は、臨時事務職員 1 名分の社会保険料・賃金の計上であり、この 4 月の人事異動に係り予算上の整理を行うものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目町営育成牧場管理費 89 万 5,000 円の追加は、4 月 18 日発生の大風により牛舎の窓、外壁、サイロの上部が破損したことによる修繕料の計上であります。

7 款、1 項商工費、3 目観光開発費 279 万 1,000 円の減額は、臨時事務職員 1 名分の社会保険料・賃金の減額であり、先の総務費、一般管理費同様、この 4 月の人事異動に係わり予算上の整理を行うものであり、これまで定例的に臨時事務職員を配置していたものを、業務量の増大などから職員に配置替えしたことによるものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費 31 万 4,000 円の追加は道路用地購入費で、国土調査により判明した町道相沼墓地線の一部が民有地であったことについて、購入により整理しようとして平成 27 年度予算に計上していたものであります。事務の遅延により平成 28 年度になって所有権移転が完了となったことから、改めて予算計上をお願いするものであります。4 項都市計画費、5 目下水道事業費 190 万円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

議案書 15 ページになります。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 39 万 6,000 円の追加は野田生小学校のパート公務補賃金であり、新たに 28 年 5 月から雇用した方の通勤距離が予算における想定距離より遠距離であったため、通勤手当相当分の賃金が不足するため計上するものであります。3 項中学校費、1 目学校管理費 780 万 4,000 円の追加はスクールバス整備費で、平成 29 年度の熊石地域の小中学校の統合により、新たにスクールバス 1 台を要するところとなり、本年度中に整備すべく、その購入費に対し国へ補助金の要望を行っていたところ、このほどその内示があったことから 18 節備品購入費 768 万 7,000 円その他、各節に必要な経費を計上するものであります。以上、補正する歳出の合計は 705 万円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の 11 ページとなります。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目教育費国庫補助金 324 万円の追加は、スクールバス整備事業にかかわるへき地生徒援助費等補助金であります。19 款、1 項、1 目繰越金 41 万 3,000 円の減額は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。20 款諸収入、5 項、7 目雑入 22 万 3,000 円の追加は、歳出で説明しました町営育成牧場の台風により破損した施設の修繕にかかわる災害共済金であります。21 款、1 項町債、5 目教育債 400 万円の追加はスクールバス整備事業費に対応するものであります。以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 705 万円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書 8 ページとなります。第 2 表地方債の追加は、スクールバス整備事業 400 万円であります。

以上で議案第 3 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 15 ページ、10 款教育費、2 項小学校費、学校管理費の賃金のパート公務補賃金の件なんですけれども、予想以上に遠い所からの通勤だったということで。これ通勤の部分の手当ての部分というのは、合算したらいくらになるんですか。いや、そんなに月ベース 3 万も増えるだけ遠い所から通われるのですか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 実際に熊石の相沼地区から野田生まで通勤するということでの通勤手当の計上であります。それで具体的にですね、キロ数が往復で 102 キロの、単価がキロ当たり 20 円の 21 日分の計算で 11 カ月分ということの金額になっております。よろしくをお願いします。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 非常に遠いところからの通勤ということで。では募集かけた時には何名くらいの方が受けられたんでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 広報で公募をいたしまして、2 名の方が応募をされております。

○13 番（岡田修明君） 事故のないように運用してください。

○議長（能登谷正人君） いいですか。他に。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 予算資料の歳出の方ですけども、町営育成牧場建物修繕料で大火事が発生したということですけども。この火元と損害額。

（何か言う声あり）

○1 番（佐藤智子君） あ、風。大風か。ごめんなさい、聞き間違えました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第6 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第4号平成28年度八雲町下水道事業特別会計予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(馬着修一君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(馬着修一君) 議案第4号平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書18ページをお開きください。まず、歳入歳出の補正についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,040万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,227万2,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。24ページを開きください。下段になります。2款施設費、1項施設整備費、1目公共下水道施設整備費5,040万円の減額で、八雲下水浄化センターの長寿命化事業による施設更新の下水道事業団への委託費が、当初予算時にはまだ概算によるものであったことと、ミックス事業の実施予定に伴い影響を受ける設備について、第二期の工事での更新実施に変更したことにより減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。同じページ上段でございます。下水道国庫補助金、一般会計繰入金、水道事業債の各項を減額し、歳出に対応するもので、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金を2,690万円減額。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金190万円減額。5款、1項町債、1目下水道事業債を2,160万円減額し、歳出に対応するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。議案書20ページになります。八雲下水浄化センターの長寿命化による施設更新で、平成28年、29年度は電気設備の更新となります。平成28年度は設備の製作のみを、平成29年度は一部製作とこれら設備の設置を実施する計画であり、下水道事業団は2年分を一括発注することから、平成29年度分1億3,000万円について債務負担行為とするものであります。

なお、本臨時会での補正予算をご承認いただきましたら、平成28年度分1億円と平成29

年度分1億3,000万円の合計2億3,000万円につきまして、下水道事業団と仮協定を結び、6月定例会の追加議案により議会の承認を受ける予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

最後に地方債の補正についてご説明いたします。議案書の21ページになります。歳入予算の補正で説明をいたしましたが、下水道事業債を2,160万円減額するものを併せ、地方債の限度額を1億380万円から8,220万に補正するものでございます。地方債の内訳の予定につきましては、議案書27ページ調書記載の通りでございます。

以上、簡単ですが議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） よろしくお願致します。承認第1号についてご説明申し上げます。

議案書28ページからになります。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものでございます。

では、専決処分いたしました改正内容につきましてご説明申し上げます。議案書30ページをお願いたします。併せて概要説明書の3ページをご覧願います。今回の改正は、地

方税法施行令の一部改正に伴い、法定賦課限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充に関する改正でございます。

第2条第2項及び第3項の改正は賦課限度額の引き上げで、第2項の改正は医療分を52万円から54万円に。第3項の改正は後期高齢者支援分を17万円から19万円に引き上げるものでございます。第23条の改正は賦課限度額を引用している額の改正でございます。議案書31ページになりますが、同条第2号及び第3号の改正は、低所得者に係る保険税軽減の拡充で、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。5割軽減は算定基準の被保険者数等に乗ずる基準額を26万円から26万5,000円に増額し、2割軽減は47万円から48万円に増額するというものでございます。

附則としまして、第1条は施行期日ですが、平成28年4月1日としてございます。第2条は適用区分といたしまして、平成28年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが承認第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## ◎ 日程第8 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書32ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたのでご報告いたします。

33ページをご覧ください。損害賠償額の決定についてでございます。本件は平成28年3

月 18 日八雲町住初町の町道役場通線、役場駐車場において、役場駐車場内に駐車していた町有自動車をバックで発進したところ、後方確認が不十分であったため後方を走行していた相手方車両に接触し、相手方車両を破損させた事故について、民法第 715 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定したものでございます。

1 の損害賠償の額は 6 万 1,474 円でございます。2 の損害賠償の相手方は、二海郡八雲町内浦町 180 番地の 10 の工藤市郎様でございます。今後はこのようなことがないように、今まで以上に安全運転の徹底を図り、交通事故の防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許したいと思いません。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 専決処分のこの事故の件なんですけど、昨年度から今年度に渡って非常に多く見受けられるような気がするんですよ。で、臨時会で専決処分しました報告、我々も人身事故でなく接触事故だから、大した事故でないということで流すわけなんですけども。何かしらあまりにも事故が多すぎるような気がしますので、何かここで工夫していかなければならないと思うんですよ。1 つには公用車を運転する場合、必ず助手さんがつくとか。1 人ではないと思うんですよ。1 人で運転する人もいるけども、公用車ですから、あくまでも複数の人方が乗って歩く。そうすると運転手さんがバックを確認するんでなくして、やはり誘導とか、そういう工夫をしてですね、こういうふうな事故を未然に防ぐ方法というのも工夫した方がいいんでないでしょうか。いかがでしょうか。

いや、三澤さんでない。総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 職員 250 名近くいてですね、それぞれが公用車を運転しているということで、非常にですね、公用車もどんどん使っている状況が見受けられますし、それぞれの課でも所有しているということでございます。こういう事故は絶対に起こさないということが原則でございます。これからですね、議員おっしゃるとおり、運転者だけでなく同乗する者も、きちっと自分が運転しているんだということで、対処するようということで周知徹底を図って、交通安全の向上に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 私も人数が多いから、組織体も非常に多くなっているから、こういう類いの事故等々についてはしょうがないなというふうな、けども、ちょっと工夫することによって未然に防げるんですよ。ほとんど接触事故ですから。これ人身で絡んで

大きい事故というふうな、そういう流れにならないようにですね、やはり公用車の使用等々については原則このような方法ですよとか、こういうふうな工夫をしましょうやとかっていう、そういう流れが私は。

まあ、規模が大きいですから、その辺は十二分分かっているんですけども。やはり一工夫も二工夫も必要でないのかなと思いますので。今後あまりこのようなことがないように、十分な安全政策を推し進めるようにして要望してですね、終わりたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

### ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議を予定されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成28年第3回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時38分]